

山口県報

平成24年
6月8日
(金曜日)

目次

公告

県営江尻下地区ため池等整備事業計画書の縦覧（農村整備課）
選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正



(二六〇) 県営江尻下地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営江尻下地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年六月八日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営江尻下地区ため池等整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年六月十一日から同年七月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 頭

「下関市立中央病院」を「下関市立市民病院」に改める。



平成二十四年六月八日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市